

改正案

現行

<p>（臨時報告書の記載内容等） 第十九条（略）</p> <p>2 法第二十四条の第五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>一 提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）、及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五</p>	<p>（臨時報告書の記載内容等） 第十九条（略）</p> <p>2 法第二十四条の第五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>一 提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コマーシャル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）、及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五</p>
--	--

十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限り。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合 次に掲げる事項

イ〜ル（略）

ヲ 当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下「イ」において同じ。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法（会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項又は同法第二百七十七条の規定による新株予約権の割当てによる方法（外国会社にあつては、これらに準ずる方法。）並びに①及び②に掲げる方法を除く。次号において「第三者割当」という。）により行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第3に掲げる事項

ワ 当該有価証券の募集又は売出しが当該有価証券をもつて対価とする海外公開買付け（令第十二条第七号に規定する海外公開買付けをいう。次号へにおいて同じ。）のために行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号の六様式第二部の第1の4から6までに掲げる事項

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方と

十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限り。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合 次に掲げる事項

イ〜ル（略）

ヲ 当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。以下この号において同じ。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法（会社法第二百二条第一項の規定による株式の割当て及び同法第二百四十一条第一項又は同法第二百七十七条の規定による新株予約権の割当てによる方法（外国会社にあつては、これらに準ずる方法。）並びに①及び②に掲げる方法を除く。次号において「第三者割当」という。）により行われる場合には、イからチまでに掲げる事項のほか、第二号様式第一部の第3に掲げる事項

（新設）

二 募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方と

する募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合） 次に掲げる事項

イ 水 （略）

へ 当該有価証券の発行が海外公開買付けのために行われる場合には、第二号の六様式第二部の第1の4から6までに掲げる事項

二の二十九 （略）

3 } 11 （略）

する募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合） 次に掲げる事項

イ 水 （略）

（新設）

二の二十九 （略）

3 } 11 （略）

企業再編の関与に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】 1～5 (略) <u>6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】（5－2）</u> <u>7・8 (略)</u> 第2・第3 (略)</p> <p>第三部～第六部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。<u>なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされる場合には、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。</u></p> <p>(1) 組織再編成（公開買付け）の目的等 a・b (略) c 公開買付者（法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいい、本届出書に係る有価証券をもって対価とする公開買付けについて法第27条の3第1項の規定による公告を行おうとする者を含む。以下同じ。）である提出会社は、当該提出会社が、法第27条の4第1項の規定により本届出書と同時に提出を行った公開買付届出書中「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」欄に記載された事項を記載すること。 d (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(5－2) 有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項</u> a <u>提出会社が、特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に関して本届出書を提出する場合には、記載を要しない。</u> b <u>公開買付けに係る提出会社は、発行（売出）価格（出資の目的とする有価証券との交換比率によって発行（売出）価格を決定している場合には、当該有価証券の種類及び交換比率）その他の発行（交付）条件の合理性に関する考え方を具体的に記載すること。また、当該発行（交付）条件により募集（売出し）を行う理由及び判断の過程を具体的に記載すること。</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】 1～5 (略) (新設) <u>6・7 (略)</u> 第2・第3 (略)</p> <p>第三部～第六部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。</p> <p>(1) 組織再編成（公開買付け）の目的等 a・b (略) c 公開買付者（法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。以下同じ。）である提出会社は、当該提出会社が、法第27条の4第1項の規定により本届出書と同時に提出を行った公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）中「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」欄に記載された事項を記載すること。 d (略)</p> <p>(2)～(5) (略) (新設)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

この他の様式につきましても、同様の改正を行います。